

令和7年6月23日

担当課：土木部港湾課
担当者：藤原、村上
内線番号：4321、4328
直通番号：086-226-7486

お知らせ

放置艇合同調査を実施します！

令和7年7月1日から、県内のほぼ全ての水域が放置等禁止区域となり、適正な手続をとらずに船舶等を捨て、又は放置することは禁止されます。

ついては、秩序ある水域利用の実現に向け、水域管理者（国・県）と警察により、放置艇合同調査を実施しますので、次のとおりお知らせします。

記

1 目的

水域管理者と警察が合同で、放置艇の実態について現地確認を行い、今後の実効性のある取締りにつなげる。

2 日時

令和7年7月1日（火）9：30～12：00 ※少雨決行

3 場所

岡山市東区金岡東町地内（図1参照）

4 実施者

国（岡山河川事務所）、県、警察

5 実施内容

- ・放置艇の実態を確認する。
- ・港湾や河川を跨いで係留箇所を移動する船舶を追跡できるシステム（図2参照）の運用について関係者間で共有する。



図1 放置艇合同調査箇所図

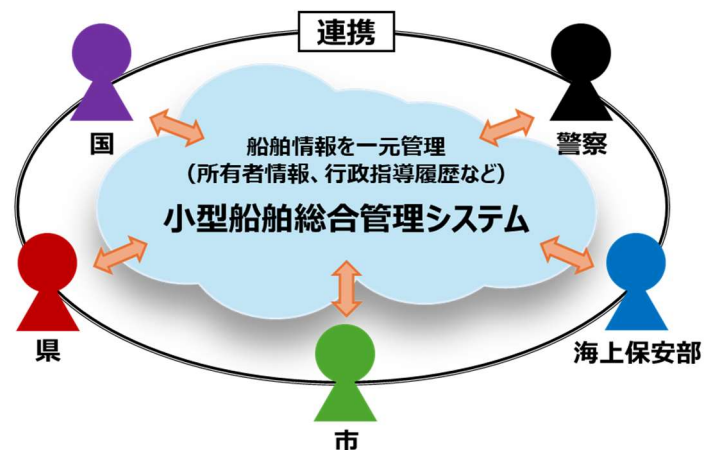


図2 システム概要図